

ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター

「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定および EU におけるオムニバス法案に関する状況のアップデート

March 2026

In brief

近時、日本を含む世界各国において、ESG/サステナビリティに関する議論が活発化する中、各国政府や関係諸機関において、ESG/サステナビリティに関連する法規制やソフト・ローの制定または制定の準備が急速に進められています。企業をはじめさまざまなステークホルダーにおいてこのような法規制やソフト・ロー（さらにはソフト・ローに至らない議論の状況を含みます。）をタイムリーに把握し、理解しておくことは、サステナビリティ経営を実現するために必要不可欠であるといえます。当法人の ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレターでは、このようなサステナビリティ経営の実現に資するべく、ESG/サステナビリティに関連する最新の法務上のトピックスをタイムリーに取り上げ、その内容の要点を簡潔に説明して参ります。

今回は、過去の ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレターで紹介した、①「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定（2025 年 12 月）および②EU におけるオムニバス法案（2026 年 2 月）に関して、それぞれその後のアップデートについてご紹介します。

In detail

1. 「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定

2025 年 10 月、令和 8 年度（2026 年度）から開始する「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定版の原案¹（以下「新計画原案」といいます。）が公表されました。新計画原案は、パブリックコメント（以下、当該パブリックコメントを「本パブコメ」といい、これに対する回答²を「パブコメ回答」といいます。）を経て、2025 年 12 月 24 日、ビ

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100913063.pdf>

² <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000304138>

ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、「『ビジネスと人権』に関する行動計画(改定版)」³(以下「新計画確定版」といいます。)として承認されました。

当法人の ESG/サステナビリティ関連法務ニュースレター(2025 年 12 月)⁴では、新計画原案について紹介していましたが、一部表現等について調整の対象となっている部分はある(新計画原案につき、記載の趣旨の明確化や、異なる解釈が行われる余地のある記載の削除などが行われています)ものの、その記載の大部分は、新計画確定版においても妥当しますので、当該ニュースレターをご参照ください。一部新計画原案から、修正等が行われている点としては、例えば、以下のような点が挙げられます。

- ① **企業による人権尊重の取組に関する位置づけについて(第 1 章 3)**:企業による人権尊重の取組の位置づけについて、原案においては、「新計画においても、こうした行動計画の策定目的及び位置づけは変わらない。新計画の実施に当たっては、企業による人権尊重の取組を、社会貢献活動やコンプライアンスとしての捉え方と合わせ、企業の持続的・安定的な成長に寄与し得る行動として位置付けて行くことも重要である。」と記載されていたところ、本パブコメにおいて、「『社会貢献活動やコンプライアンスとしての捉え方と合わせ』を削除すべき。人権への取組は企業活動を行う上での大前提であるという認識を示すべき。」という趣旨のコメントが多数寄せられたということです(本パブコメ 4(1)No. 8)。かかるコメントを踏まえ、当該部分が修正されました。
- ② **企業における人権尊重の責任と経済合理性について(第 1 章 3)**:原案における「仮に、企業による個々の人権尊重の取組が、短期的に一企業における経済合理性にそぐわない場合でも、サプライチェーン上の脆弱な立場の人々の人権への負の影響が生じることがないよう、政府が人権保護のため必要な施策を講じて補完することが必要となる場合も想定される。」という記載について、「企業に課される『人権尊重責任』は、『経済合理性』に関わらず存在する。『経済合理性』をめぐる不明点を解消するため、下記の部分を全面的に削除、あるいは誤解を招かないよう全面的に修文すべき。」との趣旨のコメントが多数寄せられたということです(本パブコメ 4(1)No.9)。かかるコメントを踏まえ、当該記載は削除されています。
- ③ **政府から企業への期待表明の部分における記載の調整(3 章)**:新計画原案において、「具体的には、企業は、指導原則に沿って、その人権尊重の責任を果たすため、(1)人権方針の策定・公表、(2)人権 DD の実施、(3)自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済が求められる」と記載されていた(新計画確定版においても、一部調整の上で維持されている)ところ、その後の部分に、「自社の事業等が人権への負の影響に直接関連している場合は、影響力の行使や強化をし、又は支援を行うことにより、負の影響の防止・軽減に努めるべきである」旨が追記されました(パブコメ回答 4(10)No.2、No.3)。

上記で取り上げたほかにも、パブコメ回答においては、「ビジネスと人権」に関する行動計画に関する種々の論点について、参考になる議論が記載されています。

³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100956579.pdf>

⁴ <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-202501223-1.html>

新計画は令和 8 年度(2026 年度)から開始されます。また、公表から 5 年後を目途に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において、改定の必要性を適切に判断することとなっています。

2. EU におけるオムニバス法案の成立

当法人の ESG／サステナビリティ関連法務ニュースレター(2026 年 2 月)⁵において、欧州議会によるオムニバス法案(CSRD 及び CSDDD 等の規制の簡素化に関する指令の法案)(以下「オムニバス法案」といいます。)の承認についてお知らせしていました。その後、オムニバス法案は、2026 年 2 月 24 日、欧州理事会による承認を受け⁶成立し、同月 26 日に EU 官報に掲載⁷されました。その 20 日後に発効することから、本ニュースレターが発行される時点においては、オムニバス法案は発効していることとなります。

今後のスケジュールとしては、加盟国は、発効後 1 年以内に指令の内容を国内法において規定する必要があります。ただし、CSDDD に関する国内法の策定については、遅くとも 2028 年 7 月 26 日までに行わなければならないとされており、その適用は、2029 年 7 月 26 日から求められることとなります。

⁵ <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/legal-news/legal-20260225-1.html>

⁶ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/02/24/council-signs-off-simplification-of-sustainability-reporting-and-due-diligence-requirements-to-boost-eu-competitiveness/>

⁷ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202600470

Let's talk

SDGs や ESG に関する取り組みが世界的に広がっています。PwC 弁護士法人は、企業及び社会が抱える ESG に関する重要な課題を解決し、持続的な成長・発展につなげるサステナビリティ経営の実現を目指すためのさまざまなアジェンダについて、PwC Japan グループやグローバルネットワークと密接に連携しながら、特に法的な観点から戦略的な助言を提供するとともに、その実行や事後対応をサポートします。

PwC 弁護士法人の主な支援業務は、①ビジネスと人権への取り組みに関する法的支援、②サステナビリティ経営を実現するためのビジネスモデルの再構築、③サステナビリティ経営のためのコンプライアンス体制の設計・運用、④サステナブルファイナンスに関する法的支援、⑤その他 ESG 関連の法的助言/争訟の支援ですが、これらに限らず企業や社会のニーズに応じた効果的・効率的な法務サービスを提供します。

PwC Japan グループは、サステナビリティに関連した戦略から新規ビジネス創出、オペレーション、トランスフォーメーション、リスク対応、開示・エンゲージメントといった幅広い経営アジェンダを包括的に支援しています (<https://www.pwc.com/jp/ja/services/sustainability-coe.html>)。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみならず提供します。

ESG/サステナビリティ関連法務チーム

パートナー 弁護士・公認会計士 北村 導人 michito.kitamura@pwc.com	パートナー 弁護士・ニューヨーク州弁護士 山田 裕貴 hiroki.yamada@pwc.com	パートナー 弁護士 小林 裕輔 yusuke.y.kobayashi@pwc.com
パートナー 弁護士 日比 慎 makoto.hibi@pwc.com	弁護士 蓮輪 真紀子	弁護士 久保田 有紀
弁護士 湯澤 夏海	弁護士 小善 有真	

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.